ハ　マッチサイドベットについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑷までに掲げるマッチサイドベットに係る４枚のトランプの組合せの区分に応じて、当該マッチサイドベットに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑷までに定めるオッズにより算出する。

⑴　ロの⑴に掲げる組合せ　40対１

⑵　ロの⑵に掲げる組合せ　５対１

⑶　ロの⑶に掲げる組合せ　８対１

⑷　ロの⑷に掲げる組合せ　１対１

十三　カジノ事業者の選択事項

カジノ事業者は、次に掲げる事項を一に定め、業務方法書に記載するものとする。

イ　五のイに定めるトランプの配布方法

ロ　八チの⑴の規定の適用の有無

ハ　八チの⑵のカジノ事業者が定める数

ニ　八チ⑶の㈠のカジノ事業者が定める点数

ホ　八チ⑶の㈡の規定の適用の有無

十四　カットカードが引かれた場合

１の十五の規定は、ブラックジャックスイッチに係るカットカードが引かれた場合について準用する。

十五　不適切な事象に対する措置

１の十六の規定は、ブラックジャックスイッチに係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十六中「第二の１」とあるのは「第二の２」と、「五のイ」とあるのは「２五のイ」と、同十六イの⑹中「六から九まで」とあるのは「２の六、七又は八」と、同イの⑼中「九」とあるのは「２の八」と、「六又は七」とあるのは「２の六」と、同イの⑽中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「２四のロ、２六のイ又は２八への⑴」と、同イの⑾中「九のハ又はニ」とあるのは「２八のハ、ニ又はへ」と、「八のロ又はハ」とあるのは「２七のロ」と、同イの⑿中「九のニ」とあるのは「２八のへ」と、同十六ロの⑸及び⑹中「六のイ又は九ニの⑴」とあるのは「２四のロ、２六のイ又は２八への⑴」と、同ロの⑺中「九のハ又は十二のイ」とあるのは「２八のハ又は２十一のイ」と、同ロの⑼中「六のハ、七のイ、十二又は十三のハ」とあるのは「２六のハ、２の十一又は２十二のハ」と読み替えるものとする。

十六　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

１の十七の規定は、ブラックジャックスイッチに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同十七中「第二の１」とあるのは「第二の２」と、「十六イの⑴」とあるのは「２の十五において準用する１十六イの⑴」と、「十八」とあるのは「２の十七」と、同十七のイ中「三」とあるのは「２の三」と、同十七のロ中「四のイ、ロ及びニ、五のイ及びハ、六のイ、七のイ、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「２四のイ、ロ及びニ、２五のイ、２六のイ、２の七並びに２八のロ、ホ及びト」と、「四のニ」とあるのは「２四のニ」と、同十七のハ中「四のロ、五のイ、六のイ及びハ、九のイ、ハ及びニ、十二のロからニまで、十三のハ及びニ並びに十六イの⑺」とあるのは「２四のロ及びハ、２五のイ、２六のイ及びハ、２八のイ、ハ及びへ、２十一のロ及びハ、２十二のハ並びに２の十五において準用する１十六イの⑺」と、同十七のニ中「七のイ、九のハ並びに十二のイ前段」とあるのは「２八のハ並びに２十一のイ」と読み替えるものとする。

十七　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

１の十八の規定は、ブラックジャックスイッチに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同十八中「四のハ」とあるのは「２四のハ」と、「十三のイ」とあるのは「２十二のイ」と、「第二の１」とあるのは「第二の２」と、「一、二、十五、十六及び十七」とあるのは「２の一、２の二、２の十四、２の十五において準用する１の十六及び２の十六において準用する１の十七」と、同十八のイ中「十七のイ」とあるのは「２の十六において準用する１十七のイ」と、「十七のロ中「、八並びに九のロ及びホ」とあるのは「同十七のロ中「並びに２八のロ、ホ及びト」と、「及びロ、八、九のロからホまで、十のイ並びに十一のイ」とあるのは「、２八のロ、ホ及びト、２九のイ並びに２の十において準用する１十一のイ」と、同十八のロ中「三及び五から十三まで」とあるのは「２の三、２の五から九まで、２の十において準用する１の十一並びに２の十一及び十二」と、同十八のハ中「九」とあるのは「２の八」と、「十七」とあるのは「２の十六において準用する１十七」と読み替えるものとする。

十八　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

１の十九の規定は、ブラックジャックスイッチに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十九のイ中「十七又は十八」とあるのは「２の十六又は十七」と、「第二の１」とあるのは「第二の２」と、同イのただし書中「十」とあるのは「２の九」と読み替えるものとする。

3　ポンツーンの方法は、次に定めるとおりとする。

一　使用する用具

４組から８組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキ（10のトランプを除く。以下この３において同じ。）の集合（以下この３において「スタック」という。）を使用する。

二　スタックの初期化

第一の２の規定は、ポンツーンに係るスタックの初期化について準用する。

三　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画及び当該区画を表す名称又は意匠、ディーラー手札に対してトランプを追加で配布する条件並びに顧客が四のハに規定する手札に対する賭けについて勝ちとなった場合において、当該賭けに対応する区画に係るプレイヤー手札（四のハに規定する手札に対する賭けに対応する区画（以下この３において「主たる区画」という。）にそれぞれ配布されたトランプの集合をいう。以下この３において同じ。）がポンツーン（最初に配布された２枚のトランプの点数を合計した点数が21点であることをいう。以下この３（３五のハ、３九ロ⑴の㈠及び⑵の㈠並びに十のロからニまでの規定に限る。）において同じ。）である場合のオッズが、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

四　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、当該区画に係るプレイヤー手札及びディーラー手札が九ロの⑴に掲げる場合に該当することに対する賭け（以下この３において「手札に対する賭け」という。）に対応するものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

五　最初のトランプの配布

イ　賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭金が置かれている主たる区画及びディーラー自身に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布した後、１枚目を配布した主たる区画に対してそれぞれ１枚のトランプを表面を上面として配布する。